

令和8年度スマートハウス普及促進事業実施業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県は、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、県内の温室効果ガス排出削減を加速するため、住宅の省エネ対策を推進している。

住宅について、2025年度には全ての新築住宅で省エネ基準が義務化された一方、既存住宅の断熱改修は補助制度が整備されているものの、断熱改修が十分に進んでいない状況である。

このため、省エネ住宅の普及には、県民へのメリットや支援制度に関する分かりやすい情報提供と、施工を担う事業者の理解促進・提案力向上が不可欠である。

本業務は、既存住宅の断熱改修を主眼に置きつつ、新築の省エネ住宅推進にも取り組むこととし、エネルギー削減効果や健康面などのメリットや補助制度情報を整理し、効果的な情報発信を行うとともに、工務店等の事業者に対しては、国庫補助や広島県の断熱窓改修補助を活用した営業モデルの啓発をはじめ、補助金活用に限らず、営業力向上につながるセミナー等を通じて、県内住宅全体の省エネ化を促進することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

4,950千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和8年4月27日（月） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

令和8年4月30日（木） 午後5時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年5月8日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は代表法人のみ）に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県環境県民局環境政策課 ネット・ゼロカーボン社会推進グループ

② 提案書提出期限

令和8年5月13日（水） 午後5時（必着）

③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。なお、提案

書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

書面審査を行う。(※提案者によるプレゼンテーション及び質疑は実施しない。)

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 法人概要説明書【様式4】

ウ グループ構成書【様式5】（グループで参加する場合）

エ 委任状【様式6】（グループで参加する場合）

オ 機密データの保存等に関する申出書【様式7】

カ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

キ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

※ 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって認定されていない者に限る。

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式2】により、電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「スマートハウス普及促進事業実施業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県環境県民局環境政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。

電話：(082)513-2912（ダイヤルイン）

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局環境政策課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年5月21日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年5月25日（月）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(14) 本件業務に関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。(グループの場合は、代表人と契約を締結する。)

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書 (案)

- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類

- 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- 【様式2】仕様書等に対する質問書
- 【様式3】取り下げ願い書
- 【様式4】法人概要説明書
- 【様式5】グループ構成書
- 【様式6】委任状
- 【様式7】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境政策課（県庁南館3階）
ネット・ゼロカーボン社会推進グループ（担当 橋本）
電話 082-513-2912（ダイヤルイン）
電子メール kankansei@pref.hiroshima.lg.jp